



## 私立学校法の改正に伴う寄附行為変更について

私立学校法等の改正を受けて、令和元年 9 月 17 日に「学校法人寄附行為作成例（昭和 38 年 3 月 12 日私立大学審議会決定）」が大学設置・学校法人審議会学校法人分科会決定によって改正されました。皆様のお手元には、すでに文部科学省から寄附行為改正に係る通知が届いていることと思いますが、寄附行為改正の際に考慮すべき事項の一つとして、役員の損害賠償責任に関する規定があります。

私立学校法の改正により、役員の損害賠償責任が明文化されました。役員の損害賠償責任には、①学校法人に対する責任（第 44 条の 2）と、②第三者に対する責任（第 44 条の 3）の 2 種類があります。このうち、①について、「責任の免除」と「責任限定契約」に関する規定が新設されましたが、適用に当たってあらかじめ寄附行為による規定が必要となる項目がある点に留意が必要です。

### 1. 責任の免除（一般社団・財団法人法第 114 条準用）

学校法人は、私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任（学校法人に対する責任）について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員が賠償の責任を負う額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を寄附行為で定めることができるとされています。

### 2. 責任限定契約（一般社団・財団法人法第 115 条準用）

学校法人は、非業務執行理事等が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、「寄附行為で定めた額」の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができるとされています。

ここで、「寄附行為で定めた額」については、「私立学校法改正 Q&A Q10-14」において、各学校法人において、非業務執行理事等が担う職務の内容や役員報酬等を勘案して定めるべきものとされています。また、役員が損害賠償責任を負わない場合は法人が損害を被ることになるため、この点も踏まえて各学校法人において適切に設定することが求められています。

以上

## ごあいさつ

学校法人会計・監査のエキスパート、清稜監査法人です。

令和元年も残すところ 2 か月となりました。今年度から来年度にかけて、学校法人を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。具体的には、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、令和 2 年度は改正私立学校法の適用に始まり、高等教育の修学支援新制度の導入及び高等学校等就学支援金制度の拡充が予定されています。

今回のテーマとして取り上げた私立学校法改正に伴う寄附行為変更は、すべての学校法人において求められるため、今まさに寄附行為変更の手続を行っている方も多いと思います。紙面の都合上、今回は役員の責任免除や責任限定契約に絞ってアナウンスいたしましたが、関連する論点としては、改正法第 48 条の規定に基づく「役員の報酬等の支給の基準」の整備があります。これは役員の損害賠償責任の金額にも影響する事項であるため、寄附行為の変更と合わせてご検討ください。

また、幼稚園（未移行園）や新制度園を設置されている学校法人におかれましては、幼児教育・保育の無償化についての会計処理が気になるころだと思えます。これについては、内閣府公表の無償化 FAQ において会計処理が整理されています。

清稜監査法人は、大学から幼稚園（未移行園）・新制度園まで、全国で約 400 件の学校法人の会計監査を実施しており、中でも都道府県知事所轄学校法人の会計監査に特化した監査法人です。全国各地の学校法人様に対して、個別にアドバイスを実施する体制も整えています。新学校法人会計基準や子ども・子育て支援新制度（無償化を含む）に関する会計処理、会計監査に関するご相談はもちろんのこと、各種規程の見直しや内部統制の構築等について疑問や不安をお持ちの方は、清稜監査法人までお気軽にお問い合わせください。

### 【法人概要】

清稜監査法人

Web : <http://www.seiryo-audit.or.jp> Mail : [info@seiryo-audit.or.jp](mailto:info@seiryo-audit.or.jp)

本部所在地 : 〒541-0053

大阪府大阪市中央区本町 1-6-16 いちご堺筋本町ビル 8 階

TEL : 06-6121-2247 FAX : 06-6121-2248

東京事務所 : 〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町 1-19-2 TMビル 5 階

TEL : 03-5614-0555 FAX : 03-5614-0556